

～消費生活知識～

知っていますか？

さまざまなカード



私たちの周りには、さまざまな種類のカードがあり、現金を持ち歩かなくても買い物などをすることができます。

便利である一方、使い方を間違えると借金を抱えてしまう可能性もあります。

用途	種類	支払方法	特徴
代金の支払い	プリペイドカード 	前払い	前払いした分だけ利用できるカード。 例：図書カード、QUOカードなど
	電子マネーカード 	前払い 後払い	お金の価値をデータ化して蓄積したカード。前払いはチャージ、後払いはクレジット契約が必要。 例：Suica、nanaco、WAONなど
	デビットカード 	即時払い	代金が預金口座から即時に引き落とされるカード。
	クレジットカード 	後払い ※下記参照	代金をクレジット会社に立て替えてもらい、あとで代金を支払うカード。 お金を借りることもできる。(キャッシング)
引き出し 現金の	キャッシュカード 	—	金融機関が預金者に発行するカード。 銀行印、通帳がなくても入出金ができる。
	ローンカード	後払い (リボ払い)	銀行などから現金を借り入れるためのカード。 返済方法はリボ払いが一般的。
※ 支払方法		手数料の有無	
翌月一括（1回）払い		商品などを購入した翌月に一括して支払う。手数料なし。	
分割払い		購入する商品毎に支払回数、月々の支払額を決めて支払う。利用金額、支払回数に応じた手数料がかかる。	
リボルビング払い		月々の支払金額を一定額、または一定率に決めて支払う方式。手数料がかかる。	

気を付けましょう！！

クレジットとは、「信用」という意味です。クレジットカードを提示することで、商品やサービスを先に受け取り、そのあとで代金を支払うことができます。

分割払いやリボルビング払いには、年10%台の高い手数料（利息）がつきます。

クレジットカードで買い物をするということは、クレジット会社に借金をすることと同じだということを忘れてはいけません。



高齢者の 消費者トラブルを みんなで防ごう！



悪質業者は、高齢者の「健康」「お金」「孤独」につけ込み、大切な財産を狙ってきます。トラブルや被害を防ぐためには、家族やホームヘルパー、ケアマネジャーなど、周囲の方の協力が不可欠です。

高齢者の変化に「気づき」、「声かけ」をし「相談につなぐ」ことが重要です。

～見守りと気づきのチェックリスト～

居室・居宅の様子

- 不審な契約書、請求書などの書面や宅配業者の不在通知などはないか。
- 不審な健康食品やカニなどの海産物がないか。
- 新品の布団や消火器など、同じような商品が大量にないか。
- 屋根や外壁、電話機周辺などに不審な工事の形跡が見られないか。
- 通信販売のカタログやダイレクトメールなどが大量にないか。
- 複数社から配達された新聞や景品類などないか。
- 不審な業者が出入りしている形跡はないか。

高齢者本人の言動・態度などの様子

- 電話口で困っていたり、不審なやりとりをしていないか。
- 生活費が不足するなど、お金の困っている様子はないか。
- 預金通帳に不審な出金の記録はないか。

～トラブル防止、日頃の備え～



- 通話録音装置などの防犯機能がついた電話機を利用する方法があります。
- 地域の見守り活動や成年後見人制度の利用も検討しましょう。
- 認知症等の症状がみられる場合は、早めに病院を受診しましょう。



困った時はすぐに消費生活相談窓口へ、ご相談ください。

塩竈市消費生活相談窓口

塩竈市旭町1-1 北分庁舎 1F
022-355-6918